

令和2年7月7日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市議会災害対策会議
会長 結城 弘明

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

政府は、福岡県に出された新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言を令和2年5月14日に解除しました。長期にわたる社会活動、経済活動の自粛は、市民生活に大きな影響を及ぼし、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が消滅したり、有効なワクチンや治療薬で対応できるようになったわけではありません。

市は、これまでの間、新型コロナウイルス感染症対策として適時、市民に情報を発信しながら、様々な取組を進めてきたところでありますが、第2波、第3波への備えが求められる新しい局面を迎えるにあたり、市民の健康と生活、社会活動、経済活動の維持のため、下記事項について引き続き適切な対応を講じられよう提言します。

記

1. 市民の日常生活の支援を継続して行うこと。特に、感染による重症化のリスクが高いとされる高齢者や災害弱者と呼ばれる障がい者等に配慮した支援を行うこと。
2. 学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するために、「学校の新しい生活様式」を実践し、学びの機会を保障すること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した災害時避難所の確保と環境整備及び避難所運営に努めること。併せて、避難方法や避難時の留意事項について、市民への周知啓発を行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症に係る差別をなくすための啓発を行うこと。
5. 市内事業者の経営支援を行うとともに、併せて消費喚起を図ること。また、従業員の雇用を守る支援を行うこと。